

愛媛県小学生バレーボール連盟 加盟団体登録および個人登録規程

第1条（チームの加盟）

- （1）本連盟の加盟団体は、この規程の定めるところにより、その団体および構成員が公益財団法人日本バレーボール協会と愛媛県小学生バレーボール連盟に登録された団体（以下「登録団体」という）でなければならない。
- （2）加盟登録しようとする団体は、JVAメンバー制度にチーム登録を済ませ、本連盟の「加盟団体登録届」に必要事項を記載し申請するものとする。
- （3）登録の有効期間は、毎年4月1日より翌年3月末日までとする。

第2条（チーム代表者）

チーム代表者は、JVAに個人登録された選手（以下「JVAメンバー」という）がチーム加入を希望した場合、承認し、所定の手続きを行わなければならない。

第3条（JVAメンバー（選手カテゴリー））

登録構成員の資格は、以下の通りとする。

- （1）4月1日現在12歳未満の者で、愛媛県内の国・公・私立小学校および各種学校に在籍している者。
- （2）JVAに個人登録を済ませた者であること。
- （3）登録は「小学生」のカテゴリー内において、一人一団体とする。

第4条（JVA個人登録）

- （1）JVAメンバーの新規登録選手は、登録手続きを済ませ、指定の登録費を支払い、「追加登録・登録抹消届」にて本連盟へ申請し受理された日からその効力を発生するものとする。
- （2）大会・予選会に出場する際、JVA選手一覧表を提示しなければならない。

第5条（移籍）

- （1）登録団体（チーム代表者）は、JVAメンバーから移籍の申し出があった場合、迅速に対応しなければならない。（「追加登録・登録抹消届」にて本連盟へ申請する。）
- （2）在籍するチームの代表者がチームへの登録抹消を承認しない場合、抹消を申請した日から2カ月を経過したとき、自動的に抹消が承認されたものとみなす。
- （3）他のチームに移籍した者は、同一年度内に元のチームに再登録することはできない。
- （4）チームを退部する場合は、県小連へ抹消届を提出する。抹消届が受理されていない段階で、他チームの活動に参加することは認めない。
（「選手の新規登録及び抹消について」を適用する）

第6条（競技会への参加）

- （1）日本小学生バレーボール連盟（以下「日小連」という）または本連盟の主催または主管する競技会への参加は、本連盟の加盟団体の登録構成員でなければならない。
- （2）各競技会への参加は、その競技会の開催要項に準じる。
- （3）他のチームからの移籍選手は、チームの構成員として承認されても、本連盟が主催、主管の大会に出場することはできない。ただし、次の場合はインターネットで個人登録後、「追加登録・登録抹消届」にて本連盟へ申請し受理されれば出場することができる。
 - ア 転居による転校の場合
 - イ 所属チームの指導者による暴力行為等により退部、移籍した場合

第7条（ベンチ役員）

- （1）日小連または本連盟の主催または主管する競技会への参加において、ベンチ役員のうち、1名以上は日体協コーチまたはスポーツ指導員の資格、または全国小学生バレーボール指導者研修会受講証明書を所持し、試合中は首から提げていなければならない。
- （2）JVAに個人登録を済ませた者であること。
- （3）特別な事情で有資格者が試合に参加できない場合は、自チームに登録されていない有資格者の参加を認める。ただし、同大会に参加していないことと事前に競技委員長に許可を得ること。

第8条（二都道府県以上にわたる大会）

- （1）二都道府県以上にわたる競技会を開催する場合は、本連盟の理事長に申請書と大会要項を提出する。理事長は署名と捺印を行い、日小連へ関係書類を提出しなければならない。この報告は2カ月前までとする。
- （2）登録団体は本連盟が主催または承認しない二都道府県以上にわたる競技会に参加することはできない。

第9条（懲罰）

登録に虚偽の申請をしたとき、その他規定に反したとき、また合法的ではあってもアマチュアスポーツマン精神に反すると本連盟が認めたときは、登録団体または登録構成員に対し登録を拒み、または取り消し、あるいは、一定期間競技会の参加並びに出場を停止することがある。

第10条

大会参加並びに出場について、本規程のほか各大会参加要項を併用して適用する。

第11条

登録団体の関係者及び登録された構成員は、本連盟の「加盟団体登録および個人登録規程」と（財）日本バレーボール協会の「競技者及び役員倫理規程」を守らなければならない。

付 則

本規程は平成25年4月1日から施行する。

本規程は平成28年4月1日より一部変更し施行する。

本規程は平成29年4月1日より一部変更し施行する。